

# 介護サービス事業者 自主点検表

## 認知症対応型共同生活介護 及び 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護保険事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

事業者の名称

事業者の代表者職・氏名

管理者名

記入者名

記入年月日

## 介護サービス事業者自主点検表の作成について

### 1 趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで、町では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、町が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

### 2 点検に係る留意事項

- (1) 少なくとも年に1回は実施してください。また、実地指導の際には、他の関係書類とともに最新のものの写しを町へ提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後2年間の保管をお願いします。
- (4) 「はい・いいえ」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- (5) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

なお、「いいえ」の場合は、その理由又は原因と改善に向けた取組みについても枠内に記載してください。

- (6) この自主点検表は認知症対応型共同生活介護の運営基準を基調に作成されていますが、指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症対応型共同生活介護についても指定認知症対応型共同生活介護の運営基準に準じて(認知症対応型共同生活介護を介護予防認知症対応型共同生活介護に読み替えて)一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲まれた部分については、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業独自の運営基準等ですので、ご留意ください。当該部分については、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないために該当する項目がないなどの場合には上記(5)に従って記入してください。

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第17号)
「予防条例」	上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年3月13日条例第18号)

### 3 改正事項

以下の個所が改正となりました。

#### 第2 人員に関する基準

- 1 従業者の員数 ⑥ p 2
- 3 管理者 ② p 3 ③ p 4
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 p 3

#### 第3 設備に関する基準

- 1 設備 ① p 4

#### 第4 運営に関する基準

- 7 利用料等の受領 ⑤、⑥ p 7
- 9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 ⑦、⑧ p 8
- 10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 ② p 8
- 18 管理者による管理 p 12
- 19 運営規程 p 13
- 20 勤務体制の確保等 ④、⑤ p 13
- 21 業務継続計画の策定等 ①～③ p 14
- 25 衛生管理等 ②～④ p 15
- 30 苦情処理 ④、⑥ p 16
- 32 地域との連携等 ① p 17
- 34 虐待の防止 ①～④ p 18

#### \* 「自主点検のポイント」欄について

■となっている個所は、改正により新規に追加となった部分になります。文章内に下線が引いてある箇所については、改正により損部分が追加・変更となった部分になります。

## 介護サービス事業者自主点検表 目次

第1	基 本 方 針 . . . . .	1
第2	人 員 に 関 す る 基 準 . . . . .	1
第3	設 備 に 関 す る 基 準 . . . . .	4
第4	運 営 に 関 す る 基 準 . . . . .	5
第5	変 更 の 届 出 等 . . . . .	19

自主点検シート(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)			
点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
<b>第1 基本方針</b>			
1 認知症対応型共同生活介護の基本方針	指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第109条
2 介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第70条
<b>第2 人員に関する基準</b>			
1 従業者の員数	<p>① 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者(当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行うのに必要な数以上となっていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第110条第1項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 従業者の員数	② ①の利用者の数は、前年度の平均値となっていますか。  ※ ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	はい ・ いいえ	条例第 110 条第 2 項
	③ ①の介護従業者のうち 1 人以上の者は、常勤となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 110 条第 3 項
	④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、①～③に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、条例第 82 条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は条例第 191 条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。		条例第 110 条第 4 項
	⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを、専らその職務に従事する計画作成担当者としていますか。  ※ ただし、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。	はい ・ いいえ	条例第 110 条第 5 項
	⑥ ⑤の計画作成担当者は、 <u>町長</u> が定める研修を修了している者となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 110 条第 6 項
	⑦ ⑤の計画作成担当者のうち 1 人以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか。  ※ ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障を及ぼすおそれがないときは、これを置かないことができるものとする。	はい ・ いいえ	条例第 110 条第 7 項
	⑧ ⑦の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督していますか。	はい ・ いいえ	条例第 110 条第 8 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
1 従業者の員数	<p>⑨ ⑦にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、⑥の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</p> <p>⑩ 介護支援専門員でない者を計画作成担当者として充てるときは、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てるよう努めていますか。</p>		<p>条例第 110 条第 9 項</p> <p>条例第 110 条第 10 項</p>
2 介護従業者の員数	<p>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、条例第 110 条第 1 項から第 10 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の人員に関する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>予防条例第 71 条第 11 項</p>
3 管理者	<p>① 共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <div data-bbox="391 1368 970 1568" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> </div> <p>② ①にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てること</p>	<p>はい ・ いいえ</p>	<p>条例第 111 条第 1 項</p> <p>条例第 112 条第 2 項</p>

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
3 管理者	③ 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、 <u>町長</u> が定める研修を修了しているものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 111 条第 3 項
4 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、 <u>町長</u> の定める研修を修了したものとなっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 112 条

### 第 3 設備に関する基準

1 設備	① 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものであることとし、 <u>その数は 1 以上 3 以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）</u> となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 113 条第 1 項
	② 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。条例第 124 条において同じ。）を 5 人以上 9 人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備が設けられていますか。	はい ・ いいえ	条例第 113 条第 2 項
	③ 1 の居室の定員は、1 人となっていますか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">※ ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2 人とすることができるものとする。</div>	はい ・ いいえ	条例第 113 条第 3 項
	④ 1 の居室の床面積は、7. 43 平方メートル以上となっていますか。	はい ・ いいえ	条例第 113 条第 4 項
	⑤ 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。		条例第 113 条第 5 項
	⑥ 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に存するようにしていますか。	はい ・ いいえ	条例第 113 条第 6 項



点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
<b>第4 運営に関する基準</b>			
1 内容及び手続の説明及び同意	指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、条例第122条に規定する運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第9条第1項)
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んでいませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第10条)
3 受給資格等の確認	① 指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第12条第1項)
	② ①の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第12条第2項)
4 要介護認定の申請に係る援助	① 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第13条第1項)
	② 指定居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第13条第2項)
5 入退居	① 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障を及ぼすおそれがない者に提供していますか。	はい ・ いいえ	条例第114条第1項
	② 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることを確認していますか。	はい ・ いいえ	条例第114条第2項
	③ 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第114条第3項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
5 入退居	④ 入居申込者の入居に際しては、当該入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 114 条第 4 項
	⑤ 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 114 条第 5 項
	⑥ 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 114 条第 6 項
6 サービスの提供の記録	① 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。	はい ・ いいえ	条例第 115 条第 1 項
	② 指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 115 条第 2 項
7 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい ・ いいえ	条例第 116 条第 1 項
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 116 条第 2 項
	③ ①及び②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 一 食材料費 二 理美容代 三 おむつ代 四 一～三に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	はい ・ いいえ	条例第 116 条第 3 項
	④ ③の費用を伴うサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 116 条第 4 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
7 利用料等の受領	<p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p>⑥ 領収証に、指定認知症対応型共同生活介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定認知症対応型共同生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定認知症対応型共同生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 医療費控除の対象となる利用者（認知症対応型共同生活介護の利用中における介護福祉等による喀痰吸引等が行われた場合の領収書には、医療費控除の額を記載してください。なお、喀痰吸引等が行われなかった場合の金額を併記する場合は「喀痰吸引等の有無」を記載するなど、医療費控除の対象となる金額の算定に誤りがないよう注意すること。</p> </div>	はい ・ いいえ	<p>準用（法第41条第8項）</p> <p>準用（施行規則第65条）</p> <p>「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」</p>
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p>	はい ・ いいえ	準用（条例第22条）
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<p>① 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、適切に行われていますか。</p> <p>② 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われていますか。</p> <p>③ 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。</p> <p>④ 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p>	はい ・ いいえ	<p>条例第117条第1項</p> <p>条例第117条第2項</p> <p>条例第117条第3項</p> <p>条例第117条第4項</p>

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	⑤ 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 117 条第 5 項
	⑥ ⑤の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい ・ いいえ	条例第 117 条第 6 項
	⑦ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	はい ・ いいえ	条例第 117 条第 7 項
	⑧ 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。  一 外部の者による評価 二 条例第 128 条において準用する条例第 59 条の 17 第 1 項に規定する運営推進会議における評価	はい ・ いいえ	条例第 117 条第 8 項
10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 87 条第 1 項
	② 自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。  一 外部の者による評価 二 予防条例第 86 条において準用する予防条例第 39 条第 1 項に規定する運営推進会議における評価	はい ・ いいえ	予防条例第 87 条第 2 項
	③ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者が要介護状態となることなく、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 87 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
10 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	④ 利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 87 条第 4 項
	⑤ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 87 条第 5 項
11 認知症対応型共同生活介護計画の作成	① 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者(条例第 110 条第 7 項の計画作成担当者をいう。以下同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 1 項
	② 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 2 項
	③ 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 3 項
	④ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 4 項
	⑤ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 5 項
	⑥ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 6 項
	⑦ ②から⑤までは、⑥の認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用していますか。	はい ・ いいえ	条例第 118 条第 7 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的な取扱方針	① 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 1 号
	② 計画作成担当者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 2 号
	③ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 3 号
	④ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 4 号
	⑤ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 5 号
	⑥ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者 1 人 1 人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮し行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 6 号
	⑦ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 7 号
	⑧ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 8 号

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
12 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	⑨ 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 9 号
	⑩ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 10 号
	⑪ ⑩に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更については、①から⑨までの規定を準用していますか。	はい ・ いいえ	予防条例第 88 条第 11 号
13 介護等	① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。	はい ・ いいえ	条例第 119 条第 1 項
	② 利用者に対して、当該利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はい ・ いいえ	条例第 119 条第 2 項
	③ 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者 と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 119 条第 3 項
14 社会生活上の便宜の提供等	① 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 120 条第 1 項
	② 行政機関に対して利用者が行うべき手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っていますか。	はい ・ いいえ	条例第 120 条第 2 項
	③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第 120 条第 3 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
15 利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知	<p>指定認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者市町村に通知していますか。</p> <p>一 正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 28 条)
16 緊急時の対応	<p>介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 99 条)
17 管理者の業務	<p>① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 11 第 1 項)
	<p>② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 11 第 2 項)
18 管理者による管理	<p>共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、<u>本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。</u>)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないですか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りでない。</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第 121 条



点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
19 運営規程	<p>共同生活住居ごとに、<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる事業の運営についての重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）に関する規程を定め、これを当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者及び利用者に周知していますか。</u></p> <p>一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務内容  三 利用定員  四 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  五 入居に当たっての留意事項  六 非常災害対策  <u>七 虐待の防止のための措置に関する事項</u>  八 その他事業の運営に関する重要事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 七の虐待の防止のための措置に関する事項は、令和6年4月1日から義務付け、それまでは努力義務</p> </div>	はい ・ いいえ	条例第122条
20 勤務体制の確保等	① 利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めていますか。	はい ・ いいえ	条例第123条第1項
	② ①の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。	はい ・ いいえ	条例第123条第2項
	③ 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい ・ いいえ	条例第123条第3項
	④ 全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第123条第3項
	⑤ 適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	条例第123条第4項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
21 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第32条の2第1項)
	② 介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第32条の2第2項)
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第32条の2第3項)
	※ 令和6年4月1日から義務付け、それまでは努力義務		
22 定員の遵守	入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。  ※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	はい ・ いいえ	条例第124条
23 協力医療機関等	① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	はい ・ いいえ	条例第125条第1項
	② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。	はい ・ いいえ	条例第125条第2項
	③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。	はい ・ いいえ	条例第125条第3項
24 非常災害対策	① 非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第102条第1項)
	② ①に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第102条第2項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
25 衛生管理等	① 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の16第1項)
	② 指定認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の16第2項第1号)
	③ 認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の16第2項第2号)
	④ 認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第59条の16第2項第3号)
	※ ②～④については、令和6年4月1日から義務付け、それまでは努力義務		
26 掲示	指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第34条第1項)  準用(条例第34条第2項)
	※ 当該重要事項を記載した書面を認知症対応型共同生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができるものである。		
27 秘密保持等	① 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らしていませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第1項)
	※ 当該従業者でなくなった場合も同様とする。		
	② 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第2項)
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第35条第3項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
28 広告	指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 36 条)
29 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	① 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はい ・ いいえ	条例第 126 条第 1 項
	② 指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はい ・ いいえ	条例第 126 条第 2 項
30 苦情処理	① 提供した指定認知症対応型共同生活介護の利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。  当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知していますか。	はい ・ いいえ  はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 1 項)
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 2 項)
	③ ①の措置又は提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して必要な改善を行うよう努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 3 項)
	④ ③の場合において、町からの求めがあったときは、指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 4 項)
	⑤ 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勘案して、必要な改善を行うように努めていますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 5 項)
	⑥ ⑤の場合において、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、指導又は助言の内容を勘案して講じた措置について報告していますか。	はい ・ いいえ	準用(条例第 38 条第 5 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
31 調査への協力等	<p>提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を勧告して必要な改善を行うよう努めていますか。</p> <p>この場合において、町から求めがあったときは、当該指導又は助言の内容を勧告して講じた措置について報告していますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 104 条)
32 地域との連携等	<p>① 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下のこの項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 1 項)
	<p>② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 条第 2 項)
	<p>③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 条第 3 項)
	<p>④ 事業の運営に当たっては、町が実施する事業に協力するように努めていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 59 条の 17 第 4 項)
33 事故の発生時の対応	<p>① 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 40 条第 1 項)
	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 40 条第 2 項)
	<p>③ 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p>	はい ・ いいえ	準用(条例第 40 条第 3 項)

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
34 虐待の防止	① 虐待の発生又はその再発を防止するため、指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図っていますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 1 号）
	② 指定認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 2 号）
	③ 指定認知症対応型共同生活介護事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 3 号）
	④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 40 条の 2 第 4 号）
	※ 令和 6 年 4 月 1 日から義務付け、それまでは努力義務		
35 会計の区分	指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい ・ いいえ	準用（条例第 41 条）
36 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。	はい ・ いいえ	条例第 127 条第 1 項
	② 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存していますか。  一 認知症対応型共同生活介護計画  二 条例第 115 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  三 条例第 117 条第 6 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  四 準用する条例第 28 条に規定する町への通知に係る記録  五 準用する条例第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録  六 準用する条例第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  七 準用する条例第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	はい ・ いいえ	条例第 127 条第 2 項

点検項目	自主点検のポイント		根拠法令等
第5 変更の届出等			
1 変更の届出等	<p>指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を町に届け出ていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業所の名称及び所在地</li> <li>二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</li> <li>三 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</li> <li>四 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要</li> <li>五 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</li> <li>六 運営規程</li> <li>七 条例第125条第1項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)</li> <li>八 条例第125条第3項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要</li> <li>九 介護支援専門員の氏名及びその登録番号</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を町に届け出ること。</p> </div>	はい ・ いいえ	<p>法第78条の5第1項及び第2項</p> <p>施行規則第131条の13第1項第6号</p>